

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公 告	
○令和8年度8・9・11月及び3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	205	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅政策課)	207
○落札者の決定 (入札課)	206	○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (山城南土木事務所)	〃
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	〃	○森林法に基づく中止命令の公告 (山城広域振興局)	208
○公共測量の終了 (用地課)	207		

告 示

京都府告示第201号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和8年度8・9・11月及び3・4月自衛官の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和8年4月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

- 自衛隊各駐屯地及び基地
- 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181(第5キョートビル1F)
(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412(シェモア河原町1F)
(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9(春風堂ビル1F)
(電話 (0773) 23-0416)

オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
(電話 (0773) 63-3272)

- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5 (S.C OKUBO ビル202号室)
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975 (ミックビル1F)
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験・適性検査 (WEB方式)			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験・ 適性検査期日	試験・検査会場	口述試験・ 身体検査期日	試験・検査会場
令和8年4月20日 (月)まで(必着)	令和8年5月7日(木) ・令和8年5月8日(金) のいずれか1日	任意の場所	令和8年5月13日(水) から令和8年5月16日 (土)までのいずれか1 日	陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市)

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで(必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第202号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年4月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 購入物品の名称及び数量

複写機用紙 (A3 860箱 (1,290,000枚)、A4 17,110箱 (42,775,000枚)、B4 1,620箱 (4,050,000枚)、B5 500箱 (1,250,000枚))

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

3 落札決定日

令和8年4月1日

4 落札者の名称及び所在地

村上紙業株式会社
京都市右京区西京極南庄境町39番地

5 落札金額

54,146,810円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和8年1月13日



京都府告示第203号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年4月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

京丹後市大宮町谷内小字寺ノ谷67の2、69の1、10055、10055の丙、10055の丁、10059の1、10059の2、10059の丁、10060の乙、10060の丙、10068、10069、

10069の乙、10071、10071の丙、10071の丁、10073、10073の丁、10074、10076、小字矢谷259、小字和田森272の1、280、小字ジヨナカ鼻275の1、小字和田森道下281、小字和田森上282から288まで、小字アラタ289から295まで、小字蒲ヶ谷296から300まで、303、304、304の1、小字本座301、302、305、314から318まで、小字ササ畑306から313まで、小字ハゲノ下319、319の1から319の4まで、小字釜ノ谷320から324まで、小字堀ノ谷325から329まで、小字ヒエカ谷330、331、小字鯉首332から335まで、337、小字ロンデ336、338から343まで、小字セバト344から351まで、351の1、352から355まで、小字西ノ奥362から368まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字寺ノ谷10071・小字ハゲノ下319・319の3・小字釜ノ谷320から322まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、324、小字ヒエカ谷330・331・小字鯉首332・337・小字ロンデ336（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第204号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第622号）が令和8年3月12日終了した旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和8年4月14日

京都府知事 西脇 隆俊

測量の地域
福知山市内

京都府告示第205号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和8年4月14日

京都府知事 西脇 隆俊

1 支援業務の種別

法第62条第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げる業務

2 名称又は商号

一般社団法人優親福祉会

3 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地

一般社団法人優親福祉会
京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町6番地30

京都府告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、相楽都市計画下水道事業（令和7年京都府告示第174号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月14日

京都府知事 西脇 隆俊

1 施行者の名称

木津川市

2 都市計画事業の種類及び名称

相楽都市計画下水道事業
京都府木津川流域関連木津川市公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月31日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年京都府告示第225号、平成9年京都府告示第683号、平成15年京都府告示第194号、平成21年京都府告示第101号、平成26年京都府告示第89号、

平成31年京都府告示第202号、令和2年京都府告示第229号及び令和7年京都府告示第174号の事業地のうち木津川市山城町上狛柘榴垣外、チサエ、一本木、宝本、鍵垣外、鈴畑及び手水垣外地内において事業地を変更する。



京都府告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、相楽都市計画下水道事業（令和6年京都府告示第274号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
木津川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
相楽都市計画下水道事業
京都府木津川上流流域関連木津川市公共下水道
- 3 事業施行期間
令和元年3月17日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3第1項の規定により命令をする相手方の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その命令の内容を南山城村役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和8年4月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 命令の相手方の登記簿記載の住所及び氏名
神戸市長田区三番町二丁目3-102
株式会社SILICONLAND
- 2 命令に係る森林の場所
相楽郡南山城村大字野殿小字野口64番ほか
- 3 命令の内容
命令に係る森林における土石の採掘等その他の土地の形質を変更する行為の中止